

平成 29 年度（第 23 期）事業計画書

平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで

はじめに

本機構は、内閣府所管の公益社団法人として、これまで以上に一層高い公益性を目指し、環境の保全に配慮した繊維製品の再生利用等を通じて、環境への負荷ができる限り低減される生活文化の創造に寄与することを目的に、平成 29 年度は次の事業を実施する。

I 組織運営

理事会・社員総会の開催

本機構の円滑な運営を図るため、理事会・社員総会を開催し、事業計画・収支予算及び事業報告・収支決算、その他重要事項等を決議する。

(1) 理事会

第 1 回理事会：平成 29 年 6 月 1 日（木）午後

第 2 回・第 3 回理事会：平成 29 年 6 月 22 日（木）午後

第 4 回理事会：平成 30 年 3 月初旬予定

(2) 定時社員総会：平成 29 年 6 月 22 日（木）午後

II 公益目的事業 1

環境の保全に配慮した繊維製品の再生利用等を通じて、環境への負荷ができる限り低減される生活文化の創造に寄与する事業

1. 環境保全に配慮したユニフォームのリサイクルシステム提供事業（リサイクルマーク事業）

廃棄物の減量化、二酸化炭素や有害物質の発生削減、物質としての長寿命化、さらにユニフォーム着用事業者における環境保全への取り組み促進及び環境意識高揚などに貢献するため、環境保全に配慮したユニフォームを再生製品にリサイクルする「ユニフォームリサイクルシステム」を運営、提供する。

(1) ユニフォームリサイクルシステムの運営

リサイクルマーク事業参加基準、リサイクルマーク事業基本約款、リサイクルマーク事業管理委員会規約等の本事業関連規定に基づき、適正かつ円滑な事業運営を図る。

(2) リサイクルマークの作成及び交付

平成 29 年度リサイクルマーク交付枚数は、近年の交付実績及び将来予測に基づき、約 47 万枚と見込む。

(3) 使用済みユニフォーム回収及びリサイクル処理の実施

環境省広域認定に基づき、リサイクルマーク付使用済みユニフォームを適正に回収、リサイクル処理する。平成 29 年度のリサイクルマーク付使用済みユニフォームの回収及びリサイクル処理点数は、近年の回収処理実績及び将来予測に基づき、約 16 万点と見込む。

(4) 広域認定実施状況の報告

平成 28 年度に広域認定に基づいて実施したリサイクル処理状況を「広域認定報告書」の提出により環境省へ報告する。

(5) リサイクルマーク事業管理委員会の開催

リサイクルマーク事業管理委員会は、広域認定実施状況を報告するほか、リサイクルマーク事業における重要事項の協議やトラブル対応を行う。

(6) リサイクルマーク事業管理業務の実施

(7) その他事業の推進に必要な活動

2. 環境保全に配慮した生活文化に関する調査研究事業

◇ 里山を通じた循環型地域づくりのための次世代（ユース）育成・交流促進事業

将来の循環型地域づくりの中心的役割を担う次世代の育成を目的に、平成 27 年度からの 3 ヶ年計画として、八王子市裏高尾地区の里山で、里山活動の通年プログラムを通じて、小・中学生、高校生、大学生等の次世代を担うユース層を地域リーダーとして育成する。また、地域の中老年者との世代間交流会、多様な地域のユースとの地域間交流会を実施する。

また、平成 24～26 年度に実施した人材育成事業にて育成された地域リーダーやノウハウ等を活用し、そのスキルアップにつなげることを目指す。

さらに、本事業実施地域の地権者である佐川急便株式会社と連携して本事業実施をはじめとした地域活用等を行っていく。

なお、本事業は独立行政法人環境再生保全機構の地球環境基金助成活動として実施する予定である。

3. 持続可能な社会づくり活動表彰事業

環境保全に資する持続可能な社会づくりのための活動を実施する企業・団体を表彰する「持続可能な社会づくり活動表彰事業」を実施する。

受賞者は、一般公募を行い、事務局において候補者を選出後、審査委員会において決定する。また受賞者決定後に表彰式を開催する。

(1) 公募期間：平成 29 年 6 月 1 日～8 月 31 日予定

(2) 選考及び受賞者決定：平成 29 年 9 月～10 月予定

(3) 表彰式：平成 29 年 11 月 20 日（月）午後

4. 講演会・研修会・シンポジウム等開催事業

環境保全に関する生活文化及び社会経済システムに関する知識の普及啓発に努めるため、高度の学識と豊富な経験を持つ有識者を招き各種イベントを開催する。

◇第 21 回環境文化講演会

日程：平成 29 年 6 月 22 日（木）午後

場所：航空会館（東京都港区新橋）

5. 環境保全に配慮した生活文化に関する広報・普及啓発事業

本機構の事業や環境保全に関する情報発信・情報交流によって循環型社会に対する多くの人々の関心を高め、環境活動に積極的な参加を促す契機とすることを目的に次の活動を行う。

(1) 季刊誌「エルコレーター」の発行（年 4 回）

(2) ホームページの管理・運営